聞　2015.5.13 建設業新聞　（第３種郵便物認可）

建築の公共価値を社会に定着へ

ＪＩＡ北陸　15年度総会で再確認

大変革期 改正建築士法を基点に

所属より個人 庶民住宅重視

先の日本建築家協会北陸支部（近江美郎支部長）15年度総会で本部副会長の松本敏夫氏と日本大学工学部の速水清孝教授が講演した。松本氏は本部の現況と課題を報告し、速水氏は建築士法というフィルターを通して建築家の課題を指摘している。

松本敏夫氏
運営面に特化した組織では前進しない。活動内容の先進性に注力し活路を。単一か連合体がふさわしいかも今後のテーマと指摘した。

地域会の拡充にこそ活路

松本氏は先ず、ＪＩＡ活動を振り返り、今までは建築家の職能を社会に定着させる活動が主だったが、これからは建築の公共価値を社会に定着させる活動が必要と指摘した上で、芦原会長の今年度の所感を披露。「市民・行政・専門家が連携した建築・まちづくりを推進し、大切な社会資産との気づきが重要。建築家の職能を直接訴えることから建築の社会性や公共性を市民に気づいて頂くことから始める」とする内容。

また大きな変革期を迎えつつある設計業務環境への対応としてはオリンピック施設に関する発注ＤＢ方式（デザインビルド）、改正公共工事品質確保促進法の施行に伴う公共事業に関する設計施工一括方式、ＥＣＩ（アーリー・コンストラクション・インボルブメント）をはじめとする多様な発注方式の導入が加速されることなど、建築家の社会的な役割の再確認をし、市民社会で認知されることが建築家の現在の最重要課題だと強調。さらに14年には建築３団体と連携して達成した改正建築士法の立法化に引き続き、「建築基本法」の制定へ他団体と連携を探り、実現に向けた活動を展開する。社会対応では建築家資格制度や建築生産システムの多様化と建築家、設計者選定のあり方、まちづくりにおける建築家の役割、建築家の仕事の評価システム、建築教育・生涯教育、ＪＩＡ内部の委員会・部会の役割の明確化を指摘。ＪＩＡ独自に建築家の資質を向上し、ブランドイメージアップへ。松本氏自身は本部の運営議論よりも各地域会の特性を生かす活動の拡充に活路を見出す視点に注目している。

速水清孝氏
自身は法律嫌いで「法律が芸術家を定めるのか」と言われる建築基本法と格闘する。

百年戦争を続ける意味は？

速水氏は、建築士法の百年は批判と誤解の歴史だったと定義し、設計者の職能にまつわる20世紀の議論を次の通り総括した。建築家サイドの主張は▽建築家の地位を上げたい▽西洋の建築家は設計専業で日本はおかしい▽設計者の倫理の確保▽ちゃんとした建築は専業設計者でなければできない、と分析。その主張に対して世間は冷淡であり「建築家の地位がどうなろうが満足するものができればそれでよい」と考えていると温度差を指摘した。

そこで氏は鋭角に疑問を投げかける。百年やってもできなかった建築家法を求める意味はなにか？社会的地位の確保とは立法で果たすべきこと？、芸術家は法で定めるもの？結局は行政肥大をまねくだけではないか、などと歯に衣を着せない。

氏は、建築士法は設計者の法律ではないと主張し、大規模特殊用途のためにではなく、むしろ庶民住宅のためにあるという。ではなぜ誤解が生じたのか。建築士法は建築指導課で、一方の建設業法は建設業課という行政の違う課で預り違う発展をしてきから。背景には戦前からの経緯と複雑な建築界、ＧＨＱに対する方便も重なり曖昧な表現となり、説明不足を招いたと紐解く。そして90年代以降、イメージだけで語っていた西洋の建築家像への反省がみられ、諸外国の法と社会の研究に着手。いたずらに西洋を追い求めることの是非（私とあなたが違うのは当然）、ユートピアはどこにもなく、「個人の資格でものを考えるべきで、所属は問題ではない」（鬼頭梓氏）を引用し専業ではなく、ようやく住宅となった（主題の転換）状況で、その象徴として姉歯事件を捉えた。